

エクステリア工事

請負契約約款

(総則)

- 第一条** 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
- 2 この契約書及び添付のお見積書、打ち合わせシートなどにもとづいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者はその請負代金の支払いを完了する。

(打ち合わせどおりの工事が困難な場合)

- 第二条** 施工にあたり、通常の事前調査では予測不能の状況により、打ち合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。
- 2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。

(一括下請負・一括委任の禁止)

- 第三条** あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定するものに委任または請負わせることができない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

- 第四条** 注文者及び請負者は、相手からの書面による承諾を得なければ、この契約から生じる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
- 2 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済みの工事材料（製造工場などにある製品も含む）・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認・代金支払い)

- 第五条** 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いの下契約の目的物を確認し、注文者は請け負い契約書記載の期日までに請け負い代金の支払いを完了する。

(支給材料、貸与品)

- 第六条** 注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上決定する。
- 2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後速やかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。
- 3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

(第三者への損害および第三者との紛議)

- 第七条** 施工のため第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。
- 2 前項に要した費用は、請負者の責に帰する理由により生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

(不可効力による損害)

第八条 天災その他自然的または人為的な事象であつて、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済み部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器(有償支給品を含む)または工所用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

- 2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしていたと認められるものは、注文者がこれを負担する。
- 3 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

(瑕疵が有る場合の責任)

第九条 目的物に瑕疵が有る場合、請負者は民法に定める責任を負う。

(工事の変更、一時中止、工期の変更)

第十条 注文者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。

- 2 前項により、請負者に損害を及ぼしたときには、請負者は注文者に対してその保障を求めることができる。
- 3 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議して決める。(雨天日が続く場合等)

(遅延損害金)

第十一条 請負者の責に帰する事由により、契約工期内に工事が完了できないときには、注文者は遅延日数1日につき、請負代金から工事済み部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することが出来る。

- 2 注文者が請負代金の支払いを完了しないときは、請負者は遅延日数の1日につき、支払い遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することが出来る。

(紛争の解決)

第十二条 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(補足)

第十三条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

クーリングオフについて(説明書)

ご契約いただきますエクステリア工事またはエクステリア商品等販売につきましては、この説明書・工事請負契約約款の内容を充分お読み下さい。「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書面受領日から起算して8日以内は、お客様は文章をもって工事請負契約の解除(クーリングオフ)ができ、その効力は解除する旨の文章を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合にはクーリングオフの権利行使はできません。

- ※ お客様がエクステリア工事建物やエクステリア商品等を営業用に利用する場合や、お客様からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合。

上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合、当社は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。万一、契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われている時は、その取引に要する費用は当社の負担とします。また、契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合、すみやかに全額を無利息にて返還いたします。

Copyright (有) 株式会社工業